2　法第四十一条の十二の二第九項の規定により同項の通知書を同一の者に対してその年中に支払つた特定割引債の償還金の額の合計額で作成し、交付する場合における前項の規定の適用については、同項第二号中「その支払の確定した特定割引債の償還金」とあるのは、「その年中に支払の確定した特定割引債の償還金」とする。

3　第一項の規定は、法第四十一条の十二の二第十項ただし書の規定により同項に規定する支払を受ける者に交付する同項の通知書について準用する。

4　法第四十一条の十二の二第九項の規定による同項の通知書の交付は、同項の償還金の支払者（同条第十二項の特定割引債取扱者及び同条第十三項の国外割引債取扱者を含む。）ごとに選択しなければならない。

5　法第四十一条の十二の二第八項、第九項又は第十項ただし書の規定に基づき交付する第一項から第三項までの通知書には、これらの通知書がこれらの規定に基づき作成し、交付されたものである旨を表示しなければならない。この場合において、これらの通知書が、これらの規定に規定する支払を受ける者の再発行の請求を受けて交付されるものである場合には、その旨を併せて表示するものとする。

6　施行令第二十六条の十七第十三項に規定する償還金の支払者は、同項の規定により、あらかじめ、同項に規定する支払を受ける者に対し、次に掲げる事項を示し、同項に規定する書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一　第四条の四第七項各号に掲げる方法のうち当該償還金の支払者が使用するもの

二　第四条の四第七項第一号イに規定する記載情報の同号イに規定する受信者ファイルへの記録の方式

第十九条の八を削る。

第十九条の七第一項第一号イ中「第十九条の九」を「次条」に改め、同条を第十九条の八とし、第十九条の六の次に次の一条を加える。

（振替割引債の差益金額等の課税の特例）

第十九条の七　法第四十一条の十三の三第一項に規定する非課税適用申告書（以下この条において「非課税適用申告書」という。）に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該非課税適用申告書を提出する者の氏名又は名称（当該非課税適用申告書を提出する者が法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第二項に規定する適格外国証券投資信託（以下この号において「適格外国証券投資信託」という。）の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所（当該非課税適用申告書を提出する者が第三条の十八第一項各号に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所。第七号及び第十四項第一号において「住所等」という。）

二　当該非課税適用申告書を提出する法第四十一条の十三の三第一項に規定する特定振替機関等（次号及び第十六項において「特定振替機関等」という。）又は同条第七項第四号に規定する適格外国仲介業者（以下この条において「適格外国仲介業者」という。）から同項第六号に規定する振替記載等（以下この条において「振替記載等」という。）を受けている同項第七号に規定する特定振替割引債（以下この条において「特定振替割引債」という。）の同項第八号に規定する償還金（以下この条において「償還金」という。）に係る同項第九号に規定する差益金額（第五項第二号及び第九項第二号において「差益金額」という。）につき法第四十一条の十三の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三　前号に規定する特定振替機関等の国内にある営業所若しくは事務所（次項第二号、第四項第一号及び第九項第一号において「営業所等」という。）又は前号に規定する適格外国仲介業者の特定国外営業所等（法第四十一条の十三の三第七項第五号に規定する特定国外営業所等をいう。次項第一号、第五項第一号及び第九項第一号において同じ。）の名称及び所在地

四　当該非課税適用申告書を提出する者が第三条の十八第一項第一号又は第二号に掲げる非居住者である場合には、当該非居住者の国外にある住所地又は居所地

五　当該非課税適用申告書を提出する者が第三条の十八第一項第四号に掲げる外国法人である場合には、当該外国法人の国外にある本店又は主たる事務所の所在地

六　当該非課税適用申告書を提出する者が法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第三項に規定する外国年金信託（以下この号において「外国年金信託」という。）の受託者である場合には、外国年金信託の受託者である旨、当該外国年金信託の名称及び当該外国年金信託の設定の根拠となる外国の法令の名称

七　当該非課税適用申告書を提出する者が法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第四項に規定する組合契約（以下この号において「組合契約」という。）に係る同項に規定する組合財産（以下この号において「組合財産」という。）又は同項に規定する信託（以下この号において「特例対象信託」という。）の信託財産に属する特定振替割引債の償還金につき支払を受ける場合には、その特定振替割引債が組合契約に係る組合財産又は特例対象信託の信託財産に属する旨、当該組合契約に係る組合（以下この号において「特例対象組合」という。）又は当該特例対象信託の名称及び第三条の十八第二項第七号に規定する事務所等所在地並びに当該特例対象組合又は当該特例対象信託の法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第四項に規定する業務執行者等の氏名又は名称及び住所等

八　当該非課税適用申告書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所。次項第四号において同じ。）

九　その他参考となるべき事項

2　施行令第二十六条の二十第七項に規定する申請書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該申請書を提出する者の特定国外営業所等（非居住者又は外国法人が特定振替割引債の振替記載等を受けることとなるものに限る。）の所在地

二　前号に規定する特定振替割引債に係る当該申請書を提出する者の法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十六項に規定する特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関の営業所等の名称及び所在地

三　当該申請書を提出する者が国内に営業所、事務所その他これらに準ずるものを有する場合には、これらの所在地

四　当該申請書を提出する者が国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所（当該届出をしていない場合にあつては、当該納税管理人に類する者の氏名及び国内における住所）

五　その他参考となるべき事項

3　施行令第二十六条の二十第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　税務署長が、法第四十一条の十三の三の規定に基づく措置を適正に実施しているかどうかを確認するために必要と認められる書類の提出を求めた場合に、遅滞なくこれを提出することを約する書類

二　非課税適用申告書の提出があつた場合に、法第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項に定めるところにより同項に規定する確認を行うことを約する書類

三　その他参考となるべき書類